

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2024-014

申 立 人：X

申立人代理人：弁護士 渡邊 迅
同 齊藤 晃大

被 申 立 人：公益社団法人全日本アーチェリー連盟（Y）

被申立人代理人：弁護士 生田 圭

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- 1 被申立人が 2018 年 2 月 20 日に行った決定（全日ア連競技第 17-074 号）のうち、コンパウンド・ジュニア男女日本記録の公認記録の樹立日を 2017 年 4 月 1 日以降のものに限定した部分を取り消す。
- 2 被申立人が 2024 年第 3 回理事会（同年 9 月 7 日開催）において行った別紙 1 記載の申立人の記録を被申立人のアウトドア・コンパウンド部門 U21 男子の日本記録として認定しない旨の決定を取り消す。
- 3 申立人のその余の請求を却下する。
- 4 仲裁申立料金 55,000 円は、被申立人の負担とする。

理 由

第 1 当事者の求めた仲裁判断

- 1 申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

主文 1 及び 2 と同旨、並びに、

- ・ 被申立人が 2024 年 9 月 7 日に改訂増補した「日本記録の承認および管理要領」の「3. 新記録の対象」のうち「管理する記録の種類が新たに追加された場合、新記録の対象となる得点記録は管理を開始してから実施された上記公認競技会の得点記録とする。」部分を取り消す。
- ・ 被申立人は、別紙 1 記載の申立人の記録を被申立人のアウトドア・コンパウンド部門 U21 男子の日本記録として公認せよ。
- ・ 仲裁申立料金は被申立人の負担とする。

- 2 被申立人は、以下のとおりの仲裁判断を求めた。

- ・ 申立人の請求を却下又は棄却する。
- ・ 仲裁申立料金は申立人の負担とする。

第 2 事案の概要

- 1 当事者

- (1) 申立人は、アーチェリー競技の競技者である。
- (2) 被申立人は、我が国におけるアーチェリー競技の国内統括団体である。

2 本件紛争の概要

本件は、

- ① 被申立人が 2018 年 2 月 20 日に行った決定（全日ア連競技第 17-074 号）のうち、コンパウンド・ジュニア男女日本記録の公認記録の樹立日を 2017 年 4 月 1 日以降のものに限定した部分及び申請期日を 2018 年 4 月 30 日までとした部分（以下「本件決定 1」という。）
- ② 被申立人が 2024 年第 3 回理事会（同年 9 月 7 日開催）において行った別紙 1 記載の申立人の記録（以下「本件記録」という。）を被申立人のアウトドア・コンパウンド部門 U21 男子の日本記録として認定しない旨の決定（以下「本件決定 2」という。）
- ③ 被申立人が 2024 年 9 月 7 日付で行った「日本記録の承認および管理要領」の「3. 新記録の対象」の部分に「管理する記録の種類が新たに追加された場合、新記録の対象となる得点記録は管理を開始してから実施された上記公認競技会の得点記録とする。」との文言を追記する決定（以下「本件決定 3」という。）といった被申立人が行った 3 つの決定について申立人が取消しを求め、さらに、
- ④ 申立人の本件記録を被申立人のアウトドア・コンパウンド部門 U21 男子の日本記録として公認すること
を被申立人に求めた事案である。

3 仲裁合意

申立人は、被申立人一般会員規程第 12 条、同倫理規程第 13 条において、被申立人の処分に対し異議があるときは日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決される旨の規定を援用し、被申立人はこの点について争っていない。

第 3 判断の前提となる事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、証拠及び仲裁手続の全趣旨によって認められる事実である。

- 1 申立人（当時 19 歳）は、2007 年 9 月 1 日、富岡総合公園アーチェリー場で行われた被申立人が公認している競技会である第 8 回横浜市シングル記録会のシングルラウンド（現在の 1440 ラウンド（144 射）において 1393 点（内訳：90m（36 射）338 点、70m（36 射）351 点、50m（36 射）345 点、30m（36 射）359 点）の日本新記録（以下「本件記録 1」という。）を樹立した（甲 5）。
- 2 申立人（当時 19 歳）は、2007 年 10 月 21 日、富岡総合公園アーチェリー場で行われた被申立人が公認している競技会である第 10 回横浜市シングル記録会のシングルラウンド（現在の 1440 ラウンド（144 射）において 90m（36 射）340 点の日本新記録（以下「本件記録 2」という。）を樹立した（甲 7）。
- 3 申立人が本件記録 1 及び本件記録 2 を樹立した競技会については、どちらも被申立人が直接に主催する競技会ではなく、被申立人の加盟団体である神奈川

県アーチェリー協会が主催する競技会であったところ、かかる競技会の「新記録の申請手続方法」については、「競技会を主催（または主管）した団体が新記録承認申請書（競技・様式第4号）にスコア・シート、競技会プログラムおよび成績表を添えて」「記録樹立後1ヶ月以内」に「本連盟に申請する」ことが「2007 日本記録、日本国際記録および日本ジュニア記録承認手続および記録管理要領」第3条第2項に定められており（乙1）、実際に、本件記録1及び本件記録2の日本新記録としての承認は、同条項に基づいて神奈川県アーチェリー協会から被申立人に提出された新記録承認申請書、スコア・シート、競技会プログラム及び成績表に基づき行われた。

- 4 もっとも、2007 年当時の年少者のカテゴリーは、「少年」と「キャデット」であったところ、当時の「全日本アーチェリー連盟競技規則」第104条第3項及び第5項によれば（乙2）、「少年」については「競技会が開催される年の4月2日以降に18歳の誕生日を迎える競技者は、少年の部で競技に参加することができる。」と定められ、「キャデット」については「競技会が開催される年の4月2日以降に16歳の誕生日を迎える競技者は、キャデットの部で競技に参加することができる。」と定められていたため、2007 年当時19歳であった申立人は、「少年」のカテゴリーには該当せず、「成年」として上記競技会に参加しており、「成人」として日本新記録が認定された。
- 5 その後、年少者のカテゴリーについては、2010 年、2014 年、2020 年、2022 年、2024 年に該当年齢や種別名称の変更が被申立人の競技規則の改訂により行われているが（乙4）、上記競技会当時に19歳であった申立人は、2010～13年の競技規則の下では「少年」、2014-19 年及び2020-21 年の競技規則の下では「ジュニア」、2022～23 年及び2024 年～現在の競技規則の下では「U21」の種別名称に該当していたことになる。
- 6 申立人が19歳当時に樹立した本件記録1及び本件記録2は、2025 年2月6日時点において申立外 A 選手が日本記録保持者であるとして被申立人により認定されているアウトドア・コンパウンド部門の U21 男子の1440 ラウンド（144 射）、90m（36 射）、70m（36 射）、30m（36 射）の日本記録よりもそれぞれ高い点数の記録である（乙7の2）。
- 7 2017 年10 月、申立外 B 選手からアウトドア・コンパウンド部門のジュニア男子の日本新記録の申請がなされた。これを受けて被申立人は、2018 年1月27 日開催の理事会において、コンパウンド部門のジュニアの記録に関する管理について協議し、競技部から方針について加盟団体に文書で通知することとした（乙6の1）。その結果、2018 年2月20 日付で、コンパウンド部門のジュニア男女の日本記録の公認記録の樹立日を2017 年4月1 日以降のものに限定し、申請期日を2018 年4月30 日までとすることを内容とする本件決定1が、各加盟団体及び役員宛に発出された（甲1）。また、申立外 B 選手は、2018 年1月27 日時点においてアウトドア・コンパウンド部門のジュニア男子の50m ラウンド（72 射）の日本記録保持者として認定された（乙6の2）。
- 8 2024 年3月5 日、申立人は、被申立人のウェブサイトにおける問合せ窓口を通じて、上記6の事実を伝えた上で、自身の本件記録1及び本件記録2を日本記録として認定することを求める送信を行った。これに対し、同年3月7 日、

被申立人の競技部長は、「競技部内で協議し、後日改めてお返事させていただきます」といった内容の電子メールを申立人に送信した（甲 11）。

- 9 2024 年 9 月 7 日において、被申立人は 2024 年度第 3 回理事会を開催し、申立人からの上記 8 の要望に対し審議を行い、これを認めない旨の本件決定 2 を行った（被申立人「2024 年度第 3 回理事会議事録」。同文書は 2025 年 1 月 27 日に答弁書とともに被申立人から証拠番号無しに提出されているが、以下では「乙 0」という）。

- 10 また、同理事会においては、「新たな種別やカテゴリーで、日本記録を管理するについては、管理する記録の種類が新たに追加された場合、新記録の対象となる得点記録は管理を開始してから実施された上記公認競技会の得点記録とする」旨の本件決定 3 が行われた（乙 0）。その結果、被申立人の「日本記録の承認および管理要領」の「3. 新記録の対象」の部分につき、2024 年 9 月 7 日付で「管理する記録の種類が新たに追加された場合、新記録の対象となる得点記録は管理を開始してから実施された上記公認競技会の得点記録とする。」との文言を加える改正増補がなされた（甲 3）。

- 11 2024 年 10 月 21 日において、被申立人の競技部長代行は、「日本記録の承認および管理に関わるご質問への回答」を電子メールで申立人に送信した（甲 11）。同文書には、「2024 年第 3 回理事会（9 月 7 日開催）において審議した結果」、申立人の「記録を、当該 U21 の日本記録として認定しない旨の結論」に至ったという本件決定 2 の内容が記載されていた（甲 2）。

- 12 また、同文書には、「なお、今後も日本記録の対象となる新しいカテゴリー（部門や種別）が追加されることも想定し、『日本記録の承認および管理要領』を改正し、記録の樹立日の取扱いについて、明記すること」とした旨も記載されていた（甲 2）。

第 4 仲裁手続の経過

別紙 2 仲裁手続の経過のとおり

第 5 当事者の主張

1 本案前の主張①（本件決定 1 について）

(1) 決定を知った日からの申立期間の制限

- i) 本件決定 1 に関する申立てについて、被申立人は、申立人の 2024 年 3 月 5 日の送信（甲 11）には「コンパウンドの U21 の日本記録に関して（ジュニア記録）、2018 年 2 月 20 日、全日ア連競技第 17-074 号『日本記録の管理について』という通達が出ていることに関して、承知しております。」と記載されていることから、申立人が本件決定 1 を遅くとも 2024 年 3 月 5 日には認識していたことは明らかである一方で、本件仲裁申立ては 2024 年 12 月 26 日付け仲裁申立書により行われているため、「仲裁の申立ては、申立人が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から 6 ヶ月以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。」と定めるスポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 1 により却下されるべきであると主張する。
- ii) かかる主張に対し申立人は、そもそもスポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の

1 が申立ての期限を 6 か月と定めた趣旨は、競技者が自らを名宛て人として直接的な影響を受ける競技団体の決定を知ってから仲裁申立てをするために必要な準備期間を確保して適正手続を保障するとともに、競技団体を不安定な地位から解放する点にあるものと解されるのであって、そうであれば、同条項の期間制限の対象となる「競技団体の決定を知った日」とは、手続保障の観点から「申立人が自らを名宛て人として直接的な影響を受ける競技団体の決定を知った日」と解すべきであると主張する。そしてその上で、本件決定 1 については 2018 年 2 月に発出され 2024 年 3 月頃には申立人もその存在を知っていたものの、飽くまでそれは「加盟団体及び役員」宛とされおり申立人を名宛て人として通知されたものではなく、また、「2017 年 4 月 1 日以降に記録を樹立した者」のみを対象としており当初から申立人の本件記録は対象外とされていたため直接的な影響を受ける決定とはいえ、申立人が直接的な影響を受ける決定として本件決定 1 を認識するに至ったのは本件決定 2 が「(本件決定 1 を前提に) 当該記録の申請期間の対象外の記録であったため、U21 の日本記録として認定しなかった」(甲 2) 旨を 2024 年 10 月 21 日に通知した時点であるため、その日から本件申立てがなされた同年 12 月 26 日までの間に 6 か月は経過していないと反論する。

(2) 決定の公表日からの申立期間の制限

- i) 被申立人は、本件決定 1 は被申立人が各加盟団体及び役員宛に 2018 年 2 月 20 日付けで発出したものであり (甲 1)、「競技団体が決定を公表した日から 1 年を経過した」競技団体の決定でもあるため、スポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 2 により却下されるべきであるとも主張する。
- ii) かかる主張に対し申立人は、スポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 2 の趣旨も競技者に適正な手続を保障する点にあるものと解されるどころ、そうであれば「決定を公表」とは決定の存在のみならず内容の全部を申立人が容易に閲覧できる状態に置くことが必要であり、また、「通知を発信した日」とは、申立人を名宛て人とする決定の通知が到達した場合の発信された日と解すべきであると主張する。そしてその上で、2018 年当時の被申立人ホームページ (甲 19) においても「CP ジュニア日本記録の管理開始のお知らせ」との記載があるのみで本件決定 1 を記した通達書面そのものはアップロードされておらず、2017 年 4 月 1 日以降に樹立された記録が対象であることや 2018 年 4 月 30 日までに申請しなければならないという核心的な部分に関する記述はなされていないため、被申立人は本件決定 1 の内容の全部を申立人が容易に閲覧できる状態に置いたとはいえず「公表」したとはいえない上、本件決定 1 はそもそも各加盟団体及び役員宛に発出されており申立人のような末端の個人会員はその名宛て人とはなっておらず (甲 1)、申立人に対して本件決定 1 を「通知」もされていないとも反論する。

2 本案前の主張② (本件決定 2 について)

- i) 本件決定 2 に関する申立てについて、被申立人は、申立てが認められない本件決定 1 の当否を実質的に論難するものであることは明らかであるところ、仮に本件決定 2 に関する申立てが認められることになれば、期限が経過した競技団体の決定については、期限経過後であっても不服を述べて

それについて競技団体に決定してもらいさえすれば、スポーツ仲裁規則第13条第1項の1・同条第1項の2の期間制限は回避できることになり、同条項が存在する意味がなくなってしまうことから、却下されるべきであると主張する。

- ii) かかる主張に対し申立人は、申立人はそもそも本件決定1の名宛て人ではなく申請に関する手続保障を与えられていないところ、改めて2024年3月5日付で本件記録についてU21記録として公認を求める問合せを行ったのに対し、被申立人が2024年9月7日付で本件決定1の存在を根拠にして本件決定2をしたにすぎないと反論する。

また、規程自体の有効性と規程の適用の可否は別段で論じられるべきであり、本件決定1については規程自体の「有効性」の問題であるのに対し、本件決定2は具体的事案についての規程の「適用」の可否の問題であり、本件決定2に関する申立ては、本件決定1の当否を実質的に論難するものではないとも反論する。

3 本案前の主張③（本件決定3について）

- i) 本件決定3に関する申立てについて、被申立人は、本件決定3は申立人に限らず他の全てのアーチェリー選手に関係するものであり、仮に本件決定1又は本件決定2が取り消されたとしてもそれをもって本件決定3が取り消されるという関係にはない以上、申立人はスポーツ仲裁規則第2条第1項本文に定められた「その決定の間接的な影響を受けるだけの者」に該当するにすぎないため、却下されるべきであると主張する。

- ii) かかる主張に対し申立人は、本件決定2及び3はいずれも2024年9月7日の理事会において決議され、本件決定2を受けて被申立人が申立人に対して回答した書面（甲2）において「なお、今後も日本記録の対象となる新しいカテゴリー（部門や種別）追加されることも想定し、『日本記録の承認および管理要領』を改正し、記録の樹立日の取扱いについて、明記することといたしましたので、あわせてご報告申し上げます。」と記載していること、少なくとも2022年12月頃までの間に「日本記録の承認及び管理要領」に本件決定3のような改訂を行う議論は一切なされておらず2024年6月になってから理事会で検討するようになったことから、本件決定3が本件決定2に関連して行われたことは明らかであると反論する。

4 本案前の主張④（本件決定4について）

- i) 被申立人は、本件紛争の概要④記載の申立てについて、スポーツ仲裁規則第2条第1項本文は競技団体の決定に不服がある場合にスポーツ仲裁の申立てができると定めているところ、被申立人の決定とは関係なく被申立人に作為を求めるものであるから、申立て自体が失当であり却下されるべきであると主張する。また、結局は、スポーツ仲裁規則第13条第1項の1又は同条第1項の2により争うことができないことが明らかである本件決定1を論難することを前提とするものであるから、却下されるべきであるとも主張する。

- ii) かかる主張に対し申立人は、この点については格別に反論していない。

5 本案の主張①（本件決定1について）

(1) 規則違反性

- i) 本件決定 1 について、申立人は、アウトドアターゲットアーチェリーにおけるコンパウンド部門の個人戦シングルラウンド（現在のコンパウンド部門 1440 ラウンド）が 2007 年当時の競技規則第 117 条第 1 項において記録の種類として定められ、同規則第 118 条において記録の「管理は日本記録・日本ジュニア記録・日本キャデット記録・日本国際記録とする。」と定められていることからわかるように（甲 8）、2007 年当時からリカーブかコンパウンドであるかを問わず全ての部門で年代別に記録を管理することとされていたにもかかわらず、2017 年 3 月 31 日以前に樹立された記録につき競技規則に反してこれを管理しないことを定めたものであり、被申立人が自ら制定した規則に違反するものであると主張する。
- ii) かかる主張に対し被申立人は、年少者のコンパウンド競技者は特に少ない傾向があったため、少なくとも 2017 年 3 月 31 日以前において被申立人が主催するコンパウンドの年少者の競技会は開催されておらず、被申立人が年少者の日本記録を自ら記録することはなく、また、被申立人の加盟団体が主催するコンパウンドの年少者の競技会は存在したものの、2017 年 10 月に申立外 B 選手からコンパウンドのジュニアの日本記録の申請がなされるまでコンパウンドのジュニアの日本記録の申請がなされることはなかったが、2017 年 10 月に申立外 B 選手からコンパウンドのジュニアの日本記録の申請が初めて提出されたことから、被申立人は 2018 年 1 月 27 日開催の理事会においてコンパウンドのジュニアの記録に関する管理について協議し、その方針について加盟団体に文書で通知することとし（乙 6）、本件決定 1（甲 1）が発出されたものであり、申立人が主張するような規則違反は存在しないと反論する。

(2) 樹立日及び申請期限の制限の合理性

- i) 申立人は、本件決定 1 が新たな部門での日本記録の管理を開始する際に事務負担を理由に申請を義務付けた上で記録の樹立日及び申請期限を制限している点について、申立人は、被申立人が自ら競技規則に違反して年代別の記録管理を怠っていたにもかかわらず、何ら落ち度のない競技者に不利益を転嫁する点で著しく不合理であるとも主張する。より具体的には、本件決定 1 の結果として、U21（ジュニア）記録への公認を求めることができるのは、2017 年 4 月 1 日以降に該当する記録を樹立した公認競技会を主催した加盟団体のみとなり（競技者個人にはそもそも申請の機会を与えられていない）、ましてや 2017 年 3 月 31 日以前に記録を樹立した競技者個人には何ら手続保障が与えられなくなる。また、申立人のような管理前に当該部門の最高点の記録を保持している競技者に申請手続を必須とすれば、引退等によりアーチェリー競技から離れた場合においても常に被申立人によって新たな部門での管理が開始されるか否かを常に注視し続けなければならない。すなわち、被申立人が主張する「一度新記録と認められた記録が遡及的に新記録と認められなくなるという事態を可能な限り排除する」という趣旨を手続保障がなされていない申立人に対しても貫徹することは極めて酷であり、著しく合理性を欠くものといわざるを得ないと主張する。

- ii) かかる主張に対し被申立人は、2007 年当時から被申立人が制定している規則上、加盟団体が申請する公認競技会における新記録については、記録樹立後一定期間内に加盟団体が被申立人に新記録承認申請書、スコア・シート、競技会プログラム及び成績表を提出することが求められており、このようなルールが存在する以上、ルールに従って新記録の管理が行われるべきであり、ルールに従って新記録の管理を行うことが選手間の公平を確保することになると反論する。より具体的には、本件決定 1 は、それまでコンパウンドのジュニアの記録が事実上管理されておらずルールの周知が十分ではないという状況から、必要最低限の範囲で上記ルールの例外を設けたものであり、対象となる記録は本件決定 1 が発出された年度（2017 年度）の始めである 2017 年 4 月 1 日以降とされ、申請期日は本件決定 1 が発出された約 2 か月後である 2018 年 4 月 30 日とされており、ルールの周知を行うという目的との関係で必要最低限度の範囲で例外が設けられたものであると反論する。

またこの関係で、2017 年 10 月に申立外 B 選手の記録についてコンパウンドのジュニアの日本記録の申請がルールに従って競技会後一定期間内に必要書類が提出される形でなされているところ、その申請を無視するような形で恣意的に従前のルールに例外を設けて過去に遡った申請を許容しかつ所定の書類の提出を不要とする例外ルールに基づいて新記録の申請を認めるという対応は選手間の公平を害することになるため本来であれば避けるべき対応であったといえるため（アーチェリー競技の国際統括団体も、新たな競技部門において新記録を認定するに当たり過去の記録を対象とすることはしていない（乙 9））、被申立人においては 2024 年 9 月に「日本記録の承認および管理要領」の「3. 新記録の対象」の部分に「管理する記録の種類が新たに追加された場合、新記録の対象となる得点記録は管理を開始してから実施された上記公認競技会の得点記録とする。」との文言を追記する改訂（本件決定 3）を行ったとも反論する。

さらに、甲 9（インドアのキャデット）と甲 15（ベアボウのキャデット及びジュニア）の各通達が対象となる記録の期間に制限を定めていないことを指摘し、本件決定 1 が対象となる記録の期間に制限を設けていることは不合理であるとの申立人の主張に対して、甲 9 の通達に関しては、本来であればルール上新記録の申請がなされなくても新記録を管理すべきであった被申立人の主催競技会（全日本室内選手権）について新記録の管理が行われていなかったために、過去に遡って記録の確認を行う必要があったことから加盟団体からの新記録申請についても特に期間の制限を設けることなく過去に遡って申請を許容しその結果として確認できた最高得点を新記録とするという対応をしたものである。また、甲 15 の通達に関しては、甲 9 の通達が踏襲されたものであるが、ベアボウ部門が公認競技となったのは 2020 年 10 月からであり、特に期間の制限を設けることなく過去に遡って申請を許容したとしても実際に申請の対象となるのは 2020 年 10 月以降の記録であるため問題が生じることは考えられない状況であった。すなわち、双方とも本件決定（甲 1）とは異なる背景に基づいて行われたものであり、合

理性を欠くとはいえないとも反論する。

(3) 事務局の負担

- i) 申立人は、本件決定 1 において管理対象となる記録の樹立期間に制限を設けた理由である「事務局の負担の軽減」について、申立人は、被申立人において主体的に過去の全ての公認競技会の記録を網羅的に調査することはいずれの記録の管理開始の際にもしておらず、基本的には該当する記録が樹立された公認競技会を主催した加盟団体からの申請がなされるのを待って、申請がなされた場合にスコア・シートの写し又は過去に被申立人に送られてきている競技会の記録等の資料により実在する記録であるか否かの確認を行うのみであるところ、実際には他の部門も含めてそれほど負担は大きくなく、また、その後に特に期間を定めず過去に遡って申請可能とした他の部門においても実際の申請や問合せはそれほど多くはないことが判明していることからすれば、コンパウンド部門の U21 記録において特に期間を定めず過去に遡って申請可能とする方針を採用しても事務局の負担が増加することはおよそ想定できず（更にいえば、申立人の本件記録は現在も全年代の日本記録として被申立人自身も公認している記録であり、新たに別の競技者から U21 の日本記録の認定が申請される事態は想定できず、事務処理上の負担は全くない）、そうである以上、本件決定 1 において、管理の対象となる記録の樹立期間を制限する合理的な理由は何ら存在しないとも主張する。
- ii) かかる主張に対する被申立人の反論については、本案の主張②(2)iii)を参照。

6 本案の主張②（本件決定 2 について）

(1) 規則違反性

- i) 申立人は、被申立人は遅くとも 2007 年当時からコンパウンド部門でも全ての部門で年代別に記録を管理しなければならず、2010 年以降については「少年」の定義が 20 歳以下に変更されたこと（乙 4）に伴い申立人の本件記録をコンパウンド少年記録として管理しなければならなかったにもかかわらず、2017 年 4 月以降の記録のみを年代別に管理し、2007 年当時に申立人が当時 19 歳で樹立した本件記録を年代別日本記録として管理しないことを決定するものである点で、自ら定めた競技規則に違反するものであると主張する。
- ii) かかる主張に対する被申立人の反論については、本案の主張①(1)ii)を参照。

(2) 裁量権の逸脱・濫用と事務局の負担

- i) 被申立人は本件決定 2 には、申立人の記録が甲 1 において定められた「申請期間の対象外の記録であった」ことを前提に「日本記録の承認・管理方法等については各競技団体の専権事項であり、各団体の裁量に任される事項であるため、過去の他の事例と異なることは不当な扱いではない」と主張する。また、かかる点は書面で明確に説明しており（甲 2）、本来であれば甲 1 の通達に従えば要件を満たさない申立人の要請を受け入れることはできないと伝えれば足りるところであるところ、それ以上の説明がなかったとしてもそれが直ちに不合理であると評価されるものではないと主張する。

- ii) かかる主張に対して、申立人は、日本記録の承認・管理方法等が各競技団体の専権事項であり各団体の裁量に任される事項であったとしても、その裁量は無制限ではなく、アーチェリーにおける公認記録の最高点は競技得点の高低により機械的に決せられるものであるところ、どのような年齢区分・性別の部門・区分を設けるかという点における被申立人の裁量は比較的広範であると解される一方で、特定の部門・区分においてどの公認記録を日本記録として認定するか否かという点において被申立人が有する裁量は最高点が機械的に決せられることから極めて限定的であり、申立人の本件記録の方が現在公認されている日本記録よりも高得点であることは明らかであり、これを認定しない本件決定 2 は被申立人の有する裁量を逸脱・濫用するものであり著しく合理性を欠くと反論する。
- iii) かかる反論に対し、被申立人は、年齢区分の変更が行われた際に新カテゴリーの記録として認定し直すという調整（以下「調整」という。）が行われなかったという不作為が裁量権の逸脱・濫用といえるかどうかという点にあると考えられるところ、この点については競技規則等のルールに明確な定めはなく被申立人の裁量事項であることを前提に、過去の多くの記録（コンパウンドの年少者部門のみならず他の部門全ての記録が対象であるが、記録管理が電子化された 2019 年より前の記録は紙ベースで管理されており、加盟団体からの競技会の記録報告は年間約 1500 件、段ボール約 2 箱分となり、貸倉庫に保管されている）について、各選手の生年月日の一つ一つ確認した上で変更後の年齢基準に照らして最高となる記録を特定するという作業は大変な労力を要するものであり、当該特定が正確になされる保証もなく誤った記録の認定がなされれば選手間の公平性を害するという状況があったことから、2010 年にも 2020 年にも調整は行われなかったものであり、被申立人に裁量権の逸脱・濫用があったと評価することはできないと再反論する。
- (3) 申立人の記録の公認を妨げる事情
- i) 被申立人は、申立外 A 選手がアウトドア・コンパウンドの U21 男子の各カテゴリーの日本記録保持者となっており、申立人の記録を遡って日本記録と認めることはできないため、申立人による記録の公認を妨げる事情が存在することは明らかであると主張する。
- ii) かかる主張に対して、申立人は、本件記録を U21 男子日本記録として公認することで、「新記録と認められた記録が遡及的に新記録と認められなくなる事態を可能な限り排除すること」を目的として公認競技会から 10 日以内に新記録承認申請書の提出を要求する「日本記録の承認および管理要領」第 5 条第 4 項が形骸化してしまう上、ルールに従って記録を認定された申立外 A 選手が納得しない可能性があるという「不都合」について、過去に新記録承認申請書の提出を失念したケースや加盟団体側の都合で 10 日を過ぎて提出したケース等につき被申立人が柔軟に対応してこれらを公認しているという事実があること、「日本記録の承認および管理要領」第 4 条第 1 項にいう「既存の記録」とは公認時において被申立人において管理・公表されている記録を意味しており樹立時を基準として判定するものではない以上、本件記録の公認の際に申立外 A 選手の日本記録が取り消されること

はなく更新がなされるのみであり、また、記録が塗り替えられることは競技者であれば当然理解していると反論する。

また、年少競技者の育成を促進する観点からも日本記録は同世代の競技者が達成したより高い目標を示すことが適切である上、そもそも日本記録は競技者がたゆまぬ鍛錬により当該競技に全身全霊を傾けた結果獲得できる最高の栄誉の一つであり、当該競技者の現役中のみならず引退後の人生にも重大な影響を与えるものであって、当該記録が日本記録として公認されるか否かは当該競技者の人格的生存に関わる利益ともいうべきものである。そうである以上、最も公平かつ公正な観点から客観的に日本で最も高い点数が日本記録として公認されるべきであるから、単に申請手続や事務処理上の負担の懸念という形式的な理由によって安易に客観的に最も高い点数を日本記録として認めないことは許されず、そのような配慮がなされた形跡がない本件決定 2 は日本記録の管理の趣旨に著しく反するものとも反論する。

(4) 申立人の早期の公認申出の可能性

- i) 被申立人は、年齢区分の変更は競技規則に記載されており（乙 3 の 1）、また、コンパウンドの年少者の部門が記録管理の対象となっていたことも競技規則に記載されているところ（甲 4、甲 8）、競技規則はアーチェリー競技の競技者であれば、全員がアクセスすることができ、全員が把握していることが前提とされているものであり（この点は申立人も認めている）、申立人は 2010 年に「少年」カテゴリーの年齢基準が変更された際あるいはそれ以降に、自らの 2007 年の記録を「少年」カテゴリーの新記録としても認定するよう被申立人に申し出ることは可能であったにもかかわらず、申立人は、申立外 A 選手の記録が新記録として認定された後になって自らの記録を認定するよう主張し始めており、被申立人の裁量権の逸脱・濫用を指摘する立場にはないと主張する。
- ii) かかる主張に対し、申立人は、本件記録が競技会終了後所定の期間内に新記録承認申請書が提出された記録であり「日本記録の承認および管理要領」に反するものではないことを前提に、その後の被申立人における年少者のカテゴリーの定義変更（乙 4）により一定の申請が求められるに至ったところ、2010 年の「少年」の定義が改訂された際に被申立人は加盟団体及び個人会員に対して申請手続を求める通達を発出しておらず、本件決定 1 においてはそもそも 2017 年 3 月 31 日以前に樹立された記録は対象外とされていたため（甲 1）、加盟団体においても申立人の記録を申請する機会是与えられていないことに照らせば、加盟団体にも個人会員である申立人にも何ら過失がないことは明らかであると反論する。

7 本案の主張③（本件決定 3 について）

- i) 本件決定 3 について、申立人は、そもそも被申立人の競技規則においては 2007 年当時より日本記録の管理について「管理は日本記録・日本ジュニア記録・日本キャデット記録…とする。」と規定しており（甲 8）、コンパウンド部門においても年代別での管理をすることが要求されていたにもかかわらず、本件決定 3 は「管理する記録の種類が新たに追加された場合、新記

録の対象となる得点記録は管理を開始してから実施された上記公認競技会の得点記録とする。」と規定しており、本件決定 3 は競技規則上管理を要求されていた期間に樹立された記録についても競技規則に反して管理しないことを決定するものであって、少なくとも U21 及び U18 記録の部分については、被申立人が自ら制定した規則に違反するものであると主張する。

- ii) かかる主張に対し被申立人は、本件決定 3 は 2024 年に新たに日本記録を管理することになった「50+」（50 歳以上の競技者を対象とするマスターズ競技）のCATEGORYを念頭に協議されたものであり、アーチェリー競技の国際統括団体が 2022 年にマスターズ部門の世界記録を創設した際の対応等も考慮された上で実施された改訂であって合理性を有することは明らかであると反論する。
- iii) かかる反論に対し申立人は、2002 年以降 2024 年までの間に複数回競技規則の改訂がなされ複数の日本記録の管理が開始されたものの一度たりとも競技規則において本件決定 3 のような追記がなされることは一切なく、2024 年 6 月の理事会まで一切議論されたこともなかった上に、回答書において「なお、今後も日本記録の対象となる新しいCATEGORY（部門や種別）が追加されることも想定し、『日本記録の承認および管理要領』を改正し、記録の樹立日の取扱いについて、明記することといたしましたので、あわせてご報告申し上げます。」と記載したのは本件決定 3 が申立人からの本件記録の公認に関する問合せへの対策として行われたことの証左であり、不当な動機・目的のもとでなされた著しく不合理な決定であると再反論する。

第 6 本件スポーツ仲裁パネルの判断

1 本案前の主張①（本件決定 1 について）

(1) 決定を知った日からの申立期間の制限

申立人は、「本件紛争の概要」の①で示したように、本件決定 1 について取り消されるべきであると主張する。これに対し被申立人は、スポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 1 が「仲裁の申立ては、申立人が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から 6 ヶ月以内に日本スポーツ仲裁機構に到達しなければならない。」と定めているところ、申立人の 2024 年 3 月 5 日の送信（甲 11）には「コンパウンドの U21 の日本記録に関して（ジュニア記録）、2018 年 2 月 20 日、全日ア連競技第 17-074 号『日本記録の管理について』という通達が出ていることに関して、承知しております。」と記載されていることから、申立人が本件決定 1 を遅くとも 2024 年 3 月 5 日には認識していたことは明らかである一方で、本件仲裁申立ては 2024 年 12 月 26 日付け仲裁申立書により行われているため、これに違反して却下すべきであると主張する。

問題は、同条項における「申立人が申立ての対象となっている競技団体の決定を知った日」に、かかる申立人の送信の日が該当するか否かである。この点、かかる申立人の送信（甲 11）の内容は、本件決定 1 の存在は「承知しております」とする一方で、自身の本件記録を日本記録として認定することを求めるものである。すなわち、「2017 年 4 月 1 日以降に記録を樹立した者」のみを対象とする本件決定 1 の内容が、それ以前に樹立された自身の記録を日本記録として認定することを阻む存

在であるか否かについて確証を持てないままに、同送信はなされている。そして、この点についての確証を持つに至ったのは、被申立人・競技部長による「競技部内で協議し、後日改めてお返事させていただきます」といった内容の電子メールによって被申立人からの「返事」を待たざるを得ない状況に置かれた後、「2024年第3回理事会（9月7日開催）において審議した結果」申立人の「記録を、当該U21の日本記録として認定しない旨の結論」に至ったという本件決定2（甲2）の内容が記載された被申立人・競技部長代行による「日本記録の承認および管理に関わるご質問への回答」と題された書面が添付された電子メール（甲11）を受領した日、すなわち、2024年10月21日である。つまり、この時点において初めて申立人は、被申立人が本件決定1を自らに直接的に影響を与える「決定」であると知るに至ったといえる。

スポーツ仲裁規則第13条第1項の1の趣旨が、自らに直接的に影響を与える決定の存在を「知った」にもかかわらず6か月を超えて漫然これを放置したような「競技者等」にはスポーツ仲裁による救済を与えないことであるとする、2024年3月5日の時点において申立人は本件決定1が自らに直接的に影響を与える存在であるとの確証を持てずにいた以上（その「影響」について「返事」をするために被申立人ですら「競技部内で協議」が必要であり、結果的にその決定に半年が費やされており、現実「返事」がなされるまで7か月半が費やされている）、当該日を同条項にいう「決定を知った日」と評価することはできない。むしろ同条項にいう「決定を知った日」とは、本件決定1が自らに直接的に影響を与える存在であると被申立人が申立人に正式に伝えた日、すなわち、2024年10月21日と評価されるべきである。そして、その日から本件申立てがなされた同年12月26日までの間に6か月は経過していない。

以上より、スポーツ仲裁規則第13条第1項の1により却下されることはない。

(2) 決定の公表日からの申立期間の制限

他方で被申立人は、本件決定1は被申立人が各加盟団体及び役員宛に2018年2月20日付けで発出したものであり（甲1）、「競技団体が決定を公表した日から1年を経過した」競技団体の決定でもあるため、スポーツ仲裁規則第13条第1項の2の違反により却下されるべきであるとも主張する。

この点についても、問題は、同条項における「競技団体が決定を公表した日」に2018年2月20日が該当するか否かである。この点、同年月日において被申立人が本件決定1につき行った行為を精察するに、2018年当時の被申立人のウェブサイトにおいては、「CPジュニア日本記録の管理開始のお知らせ」との記載があるのみで、本件決定1を記した通達書面（甲1）そのものはアップロードしていなかった（甲19）。もっとも、被申立人の加盟団体及び役員には同書面は発出されているところ、申立人が所属していた加盟団体を通じて申立人に送付される可能性がないわけではない。しかし、被申立人の元競技部長及び元競技部長代行の審問における証言によれば、加盟団体を通じて各「競技者等」にかかる書面が確実に送付される体制は被申立人においては確保されていないし、また、同書面が申立人に送付されたか否かについても被申立人において最終的に確認されていない。すなわち、同書面を被申立人のウェブサイトにアップロードしてその内容を各「競技者等」が直接確認できるようにしていた場合は別段、そうではない以上、かかる状態をもって（「競技者等」

からスポーツ仲裁による救済を奪うことになる期間の起算となる）同条項における決定の「公表」がなされたとは評価できない。

それでは本件決定 1 との関係で、申立人に対して同条項にいう「公表」がなされたとは評価できるのはどの時点であろうか。上述のように、本件決定 1 が自らに直接的に影響を与える存在であると申立人が確証できた日は 2024 年 10 月 21 日であり、その前提として被申立人に本件決定 1 に関する問合せを正式に行ったのは 2024 年 3 月 5 日である。そして、かかる問合せを行う直前に資料を探していた際に本件決定 1 の存在を知ったのであり、かかる認定に反する証拠は提出されていない。そうであるとする、申立人との関係で同条項にいう「公表」がなされたとは評価可能な日は、どのように見積もっても、本件仲裁申立てがなされた 2024 年 12 月 26 日より 1 年遡った期間の範囲内にあるといえる。

以上より、スポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 2 により却下されることはない。

2 本案前の主張②（本件決定 2 について）

申立人は、「本件紛争の概要」の②で示したように、本件決定 2 について取り消されるべきであると主張する。

本件決定 2 については 2024 年 9 月 7 日に下されたものであり、その日から本件仲裁が申し立てられた 2024 年 12 月 26 日に至るまでに「1 年を経過」していないため、スポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 2 の違反はない。また、本件決定 2 の存在について申立人が「知った」日は、被申立人・競技部長代行による「日本記録の承認および管理に関わるご質問への回答」と題された書面（甲 2）が添付された電子メール（甲 11）を受領した 2024 年 10 月 21 日であり、その日から本件仲裁が申し立てられた 2024 年 12 月 26 日に至るまでは「6 ヶ月以内」であるため、スポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 1 の違反もない。

もっともこれに対し、被申立人は、本件決定 2 に関する申立ては本件決定 1 の当否を実質的に論難するものであり、仮に本件決定 2 に関する申立てが認められることになれば、期限が経過した競技団体の決定については、期限経過後であっても不服を述べてそれについて競技団体に決定してもらいさえすれば、スポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 1・同条第 1 項の 2 の期間制限は回避できることになり、同条項が存在する意味がなくなってしまうことから、却下されるべきであると主張する。

しかし、上述したように、そもそも本件決定 1 に関する申立てについてはスポーツ仲裁規則第 13 条第 1 項の 1・同条第 1 項の 2 における期間制限に反してはおらず、仮に被申立人が主張するように「本件決定 2 に関する申立ては本件決定 1 の当否を実質的に論難するもの」であったとしても、回避すべき期間制限違反がない以上、かかる批判は当たらない。

また、申立人の真に求めるところが、申立人のかつての記録が被申立人のアウトドア・コンパウンド部門 U21 男子の日本記録として公認されること、すなわち、これを直接に否定する本件決定 2 が取り消されることにあることは、本件事案を総合的に観察すれば明らかである。つまり、「本件決定 1 の当否を実質的に論難する」ために本件決定 2 に関する申立てを行うという関係性に両決定はそもそもなく、むしろ両決定の関係性は、本件決定 2 を取り消してもらうためにその根拠となっている本件決定 1 の取消しを求めるというものであるのであって、その意味でも被申立人

の批判は当たらない。

3 本案前の主張③（本件決定3について）

申立人は、「本件紛争の概要」の③で示したように、本件決定3についても取り消されるべきであると主張する。これに対し被申立人は、スポーツ仲裁規則第2条第1項本文が、「競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定」であったとしても、これを争える「その決定に不服がある競技者等」については、「その決定の間接的な影響を受けるだけの者は除く」と定めていることとの関係で、申立人はかかる「間接的な影響を受けるだけの者」にすぎず、スポーツ仲裁規則上、本件決定3に不服を申し立てる立場にはないと反論する。

とすると、本件決定3と申立人の関係、すなわち、本件決定3の意味するところが問題となるが、本件決定3はより具体的には、2024年9月7日の被申立人の理事会において、被申立人の「全日本アーチェリー連盟競技規則」の一部をなす「日本記録の承認および管理要領」の「3. 新記録の対象」において、「新記録の対象となる得点記録は、本連盟が公認している競技会もしくはWA・WAA等が公認する競技会の得点記録でなければならない。」とのみ定めていたところ、これに続けて「管理する記録の種類が新たに追加された場合、新記録の対象となる得点記録は管理を開始してから実施された上記公認競技会の得点記録とする。」との一文を、2024年9月7日付けで加えるというものであった（甲3）。

その上で、かかる改訂を決めた理事会の議事録（乙0）をみると、「【競技部関連事項】」と題されたセクションにおける「8. 日本記録の承認および管理要領について」と題された部分において、「新たな種別やカテゴリーで、日本記録を管理するについては、管理する記録の種類が新たに追加された場合、新記録の対象となる得点記録は管理を開始してから実施された上記公認競技会の得点記録とする旨の提案」がなされ、質疑の後に「承認された」との記述があり、かかる決定により上記改訂が行われたことがうかがわれる。

ただ、上記記述は簡略にすぎるものであるところ、かかる改訂の趣旨につき、被申立人は、2024年に新たに日本記録を管理することになった「50+」（50歳以上の競技者を対象とするマスターズ競技）のカテゴリーを念頭にしたものであり、アーチェリー競技の国際統括団体が2022年にマスターズ部門の世界記録を創設した際の対応等も考慮したものであると説明している。この点、かかる主張を勘案した上で「日本記録の承認および管理要領」の改訂部分を精察すると、上記改訂と同時に、「日本記録の承認および管理要領」の冒頭における「日本記録の管理は日本記録、日本U21記録・日本U18記録、日本国際記録とする。」との一文についても、「日本記録の管理は日本記録、日本U21記録・日本U18記録、日本50+記録、日本国際記録とする。」という形で「日本50+記録」を加える改訂がなされている。また、「1. 記録の種類」においても、「日本50+記録」を加える改訂が同様になされている（甲3）。

以上を総合的に勘案すると、上記改訂は、「50+」という新しいカテゴリーが追加されたことを前提に、これを機に、「50+」の追加を含む「管理する記録の種類が新たに追加された場合」についての取扱いにつき新たな改訂を行ったものと合理的に解釈できる。とすると、2024年9月7日以降に追加された新しいカテゴリーに該当するわけではない申立人については、本件決定3との関係では「その決定の間接的

な影響を受けるだけの者」にすぎないということになるため、本請求については却下されざるを得ない。

なお、上記改訂及びその基になった本件決定3につき、申立人は、本件決定2及び3がいずれも2024年9月7日の理事会において決議されたこと、少なくとも2022年12月頃までの間に「日本記録の承認及び管理要領」に本件決定3のような改訂を行う議論は一切なされておらず2024年6月になってから理事会で検討するようになったこと、本件決定2を受けて被申立人が申立人に対して回答した書面（甲2）において「なお、今後も日本記録の対象となる新しいカテゴリー（部門や種別）追加されることも想定し、『日本記録の承認および管理要領』を改正し、記録の樹立日の取扱いについて、明記することといたしましたので、あわせてご報告申し上げます。」と記載していること等から、本件決定3は、本件決定2との関係で申立人を狙い撃ちにしたものであると主張している。

確かに、タイミング的に本件決定3が本件決定2と時間的に近接する形でなされたことは事実である。しかし、上記事実を総合的に勘案すると、カテゴリーが新たに追加された場合に既存の記録をどのように取り扱うのかという問題の存在が、本件決定2の前提である申立人からの要望を契機に、一般的な問題として被申立人において意識されるに至ったため、そのような時間的な近接が生じたとも理解できる。また、本件決定3の際に報告・提案を行った者であり（乙0）、かつ、本件決定2を受けて被申立人が申立人に対して回答した書面（甲2）に「なお、今後も日本記録の対象となる新しいカテゴリー（部門や種別）追加されることも想定し、『日本記録の承認および管理要領』を改正し、記録の樹立日の取扱いについて、明記することといたしましたので、あわせてご報告申し上げます。」と記載した者である当時の競技部長代行の審問における証言によれば、かかる記載は飽くまで参考までに記しただけであるとのことであり、本件決定3によりなされた「日本記録の承認および管理要領」の増補部分が申立人に直接に適用されるとは考えていなかったことがうかがえる。そうであるならば、本件決定3が申立人を狙い撃ちにしたものと評価することはできず、申立人が本件決定3との関係で「その決定の間接的な影響を受けるだけの者」にすぎないという上記結論を覆すものにはならない。

4 本案前の主張④（「本件紛争の概要」④について）

申立人は、「本件紛争の概要」の④で示したように、「被申立人は、申立人の別紙公認記録記載の記録を被申立人のアウトドア・コンパウンド部門 U21 男子の日本記録として公認せよ」と被申立人に命ずる仲裁判断も求めている。しかし、スポーツ仲裁規則第2条第1項本文は、「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定」「について、その決定に不服がある」場合に適用されるものであり、そうである以上、スポーツ仲裁規則上、本仲裁パネルがかかる判断を下すことはできない。すなわち、本請求については却下されざるを得ない。

5 本案の主張①（本件決定1について）

当機構の先例は、競技団体の決定が取り消されるべき場合の基準について、以下のように述べている。すなわち、日本においてスポーツ競技を統括する国内スポー

ツ連盟については、その運営について一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、又は④規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、それを取り消すことができると解すべきである（JSAA-AP-2003-001 号仲裁事案、JSAA-AP-2003-003 号仲裁事案等）。本件スポーツ仲裁パネルもこの基準が相当であると考えるので、この要件に従って判断する。

(1) 規則違反性

申立人は、「本件紛争の概要」の①で示したように、本件決定 1 について取り消されるべきであると主張する。すなわち、本件決定 1 について、申立人は、アウトドアターゲットアーチェリーにおけるコンパウンド部門の個人戦シングルラウンド（現在のコンパウンド部門 1440 ラウンド）が 2007 年当時の競技規則第 117 条第 1 項において記録の種類として定められ、第 118 条において記録の「管理は日本記録・日本ジュニア記録・日本キャデット記録・日本国際記録とする。」と定められていることからわかるように（甲 8）、2007 年当時からリカーブかコンパウンドであるかを問わず全ての部門で年代別に記録を管理することとされていたにもかかわらず、2017 年 3 月 31 日以前に樹立された記録につき競技規則に反してこれを管理しないことを定めたものであり、被申立人が自ら制定した規則に違反するものであると主張している。

かかる主張に対し被申立人は、年少者のコンパウンド競技者は特に少ない傾向があったため、少なくとも 2017 年 3 月 31 日以前において被申立人が主催するコンパウンドの年少者の競技会は開催されておらず、被申立人が年少者の日本記録を自ら記録することはなく、また、被申立人の加盟団体が主催するコンパウンドの年少者の競技会は存在したものの、2017 年 10 月に申立外 B 選手からコンパウンドのジュニアの日本記録の申請がなされるまでコンパウンドのジュニアの日本記録の申請がなされることはなかったが、2017 年 10 月に申立外 B 選手からコンパウンドのジュニアの日本記録の申請が初めて提出されたことから、被申立人は 2018 年 1 月 27 日開催の理事会においてコンパウンドのジュニアの記録に関する管理について協議し、その方針について加盟団体に文書で通知することとし（乙 6）、本件決定 1（甲 1）が発出されたものであり、申立人が主張するような規則違反は存在しないと反論している。

この点、2007 年当時の被申立人の「全日本アーチェリー競技規則」をみるに、その「117 条（記録の種類）」において「アウトドアターゲットアーチェリーにおける」「コンパウンド部門」「個人戦のシングルラウンド（144 射）」は明確に定められており、また、「118 条（記録の管理）」において「管理は日本記録・日本ジュニア記録・日本キャデット記録・日本国際記録とする。」と明確に定められている（甲 8）。そしてこのことは、2024 年当時の被申立人の（上記競技規則の一部をなす）「日本記録の承認および管理要領」においても同様に、「日本記録の管理は日本記録、日本 U21 記録・日本 U18 記録・日本 50+記録、日本国際記録とする。」と明確に定められている（甲 4）。

そしてさらに、「日本記録の承認および管理要領」における「6. 新記録の承認」に

においては、「本連盟が派遣する WA・WAA 等が主催する国際競技会および本連盟が主催する競技会」「以外の競技会で新記録が樹立された場合、本連盟競技部は提出された申請書に基づき記録・選手資格等の確認・審査を行い、理事会に提出して承認を得る。」と明確に定められており、そこにおいては樹立日の制限はない。また、「5. 新記録の申請」においても、「本連盟が派遣する WA・WAA 等が主催する国際競技会および本連盟が主催する競技会」、「上記以外の WA・WAA 等が公認する競技会」「以外の本連盟が公認する競技会で新記録が樹立された場合、競技会を主催または主管した団体が新記録承認申請書（競技・様式第 4 号）にスコアカード（コピー可）、競技会プログラムおよび成績表を添えて本連盟に申請する。」と明確に定められており、そこにおいても同様に樹立日の制限はない。

そうであるとすれば、被申立人の競技規則上、「日本ジュニア記録」や「日本 U21 記録」につき、樹立日の如何を問わず、2007 年から現在に至るまで管理義務を課されていたといわざるを得ない。被申立人においては、事実上、コンパウンドのジュニアの日本記録について（現実の申請がそれまでなかったため）2017 年に至るまで実際には管理を行っていなかったかもしれないが、それは被申立人の競技規則上の管理義務が課されていなかったことを意味しない。とすると、自らの競技規則において、新記録の申請や承認につき樹立日の制限が設けられていないにもかかわらず、これに反して樹立日に制限を設けようとした本件決定 1 は、自らが定める競技規則に違反するものといえる。とすれば、上述した①「国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合」に該当し、本件決定 1 のうち、コンパウンド・ジュニア男女日本記録の公認記録の樹立日を 2017 年 4 月 1 日以降のものに限定した部分は取り消されるべきである。

(2) 決定内容の合理性

もっとも、理論的には競技規則を理事会の決定により改訂することは可能である。しかし、本件決定 1 により設けられた新記録の申請に関する樹立日の制限は競技規則の一般的な改訂という形式では行われておらず、本件決定 1 の趣旨をそのように解することはできないと本件スポーツ仲裁パネルは考えるが、仮にそのように解することができたとしても、かかる決定の内容が②著しく合理性を欠く場合には取消しの対象となるため、以下、念のために検討する。

かかる決定内容の合理性との関係で、被申立人は、2007 年当時から被申立人が制定している規則上、加盟団体が申請する公認競技会における新記録については、記録樹立後一定期間内に加盟団体が被申立人に新記録承認申請書、スコア・シート、競技会プログラム及び成績表を提出することが求められており、このようなルールが存在する以上、ルールに従って新記録の管理が行われるべきであり、ルールに従って新記録の管理を行うことが「選手間の公平」を確保することになるとも主張している。

しかし、「選手間の公平」の観点からは、本件決定 1 の結果、コンパウンド部門のジュニアの新記録の公認を求めることができるのは 2017 年 4 月 1 日以降に樹立された記録のみとなり、他方、この日より前に記録が樹立されていた場合には新記録の公認を求める権利自体が奪われることになる。かかる取扱いの差異は「選手間の公平」を明らかに損なうものであり、その合理性については被申立人により正当化される必要がある。

また他方で被申立人は、2020年2月3日付けの通達によってインドア部門のキャデットの記録の新記録の申請においては樹立日に制限を設けないとし（甲9）、2021年9月13日付けの通達によってベアボウ部門のキャデット・ジュニアの記録の新記録の申請においては樹立日の制限を設けないとしているが（甲15）、部門・種別によって取扱いに差異が存在することについても、「選手間の公平」を損なうものであるともいえる。そしてその合理性についても被申立人により正当化される必要がある。なお、（本件決定1による）コンパウンド部門のジュニアにおける取扱いとインドア部門のキャデット、ベアボウ部門のキャデット・ジュニアにおける取扱いの差異につき、被申立人において様々な事情があったことが説明されているが、「選手間の公平」を損なうことを合理的に正当化するにはとても足りるものではない。

（3）事務局の負担による正当化の可否

被申立人の主張を総合的に勘案するに、コンパウンド部門のジュニアの記録の新記録の申請・承認につき樹立日に制限を設けた理由は、結局のところ、被申立人の事務局の負担という点にあるのは明らかである。この点につき被申立人は、（本件決定2との関係での主張ではあるが）過去の多くの記録（コンパウンドの年少者部門のみならず他の部門全ての記録が対象であるが、記録管理が電子化された2019年より前の記録は紙ベースで管理されており、加盟団体からの競技会の記録報告は年間約1500件、段ボール約2箱分となり、貸倉庫に保管されている）について、各選手の生年月日の一つ一つを確認した上で変更後の年齢基準に照らして最高となる記録を特定するという作業は大変な労力を要するものであり、当該特定が正確になされる保証もなく誤った記録の認定がなされれば選手間の公平性を害するという状況があったことを強調している。

この点、（予算の関係もあり）事務局において人員が足りていないことは我が国の多くの競技団体が抱える共通の課題であり、被申立人の事務局においても同様の状態であろうことは想像に難くないし、そうした状況下で他の様々な業務も行う中、新記録の公認手続に関する業務を行わざるを得ない事務局の担当者や職員には同情を禁じ得ない。しかし、だからといって、事務局の負担の大小を理由に、誰の目からも明らかな新記録が公認されたりされなかったりすることの不合理性を正当化することは難しい。

また、被申立人の事務局に求められる具体的な作業は、主体的に過去の全ての公認競技会の記録を網羅的に調査するではなく、該当する記録が樹立された公認競技会を主催した加盟団体からの申請がなされるのを待って、申請がなされた場合にスコア・シートの写し又は過去に被申立人に送られてきている競技会の記録等の資料により実在する記録であるか否かの確認を行うことのみである。そして、被申立人の元競技部長も審問において認めているように、実際には他の部門も含めてそれほど負担は大きくなく、また、その後特に期間を定めず過去に遡って申請可能とした他の部門においても実際の申請や問合せはそれほど多くはないことが判明している。とすれば、かかる正当化についてはその事実的根拠も失うといわざるを得ない。

以上より、本件決定1については、コンパウンド部門のジュニアにつき新記録の樹立日に制限を設けた結果、一定の時期に記録を樹立した競技者から新記録としての公認を求める権利を一方的に奪うものであり、そのような制限を受けない同じ部門・種別の当該時期以外に記録を樹立した競技者との関係で「公平」を損ない、ま

た、そのような制限のない異なる部門・種別の競技者との関係で「公平」を損なうものであるといえ、しかも、そのような合理性を欠く取扱いの主な理由が事務局の負担にあるというものである。その上で、事務局の負担が実際にはそれほど大きくないことが判明している現在、2名の被申立人の元競技部長がその決定内容の合理性に疑義を唱えていることをも勘案すると（甲12、甲13）、その決定内容自体が②「著しく合理性を欠く場合」に該当するといわざるを得ない。

(4) 結 論

以上より、本件決定1のうち、コンパウンド・ジュニア男女日本記録の公認記録の樹立日を2017年4月1日以降のものに限定した部分については、①「国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合」に該当するため、これを取り消す。また、仮に、「規則には違反していない」との解釈をとったとしても、その決定内容が②「著しく合理性を欠く場合」に該当するため、これを取り消す。

6 本案の主張②（本件決定2について）

本件決定2についても、上述した当機構の先例による①～④の基準により判断するに、本件決定2は、本件決定1の有効な存在を前提に、申立人の本件記録を被申立人のアウトドア・コンパウンド部門U21男子の日本記録として認定しない旨を決定したものである。とすれば、上述したように、本件決定1については取り消されるべきものである以上、その前提が失われることになる。他方、自らの競技規則上、「日本ジュニア記録」や「日本U21記録」については、樹立日の如何を問わず記録の管理義務が課されている以上、①「国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合」に該当し、同様に取り消されるべきものであるということになる。

なお、本件決定2との関係で、申立外A選手がアウトドア・コンパウンドのU21男子の各カテゴリーの日本記録保持者となっており、申立人の記録を遡って日本記録と認めることはできないため、申立人による記録の公認を妨げる事情が存在することは明らかであると、被申立人は主張している。かかる主張について付言するに、「日本記録の承認および管理要領」第4条第1項にいう「既存の記録」とは公認時において被申立人において管理・公表されている記録を意味するにすぎないと解されるべきであり、そうであるならば、本件記録の公認の際に申立外A選手の日本記録は（取り消されるわけではなく）更新がなされるのみにすぎない。そして、記録というものが常に塗り替えられていく運命のものであることは、競技者であれば誰でも当然に理解しているはずであり、また、客観的に日本で最も高い点数が別にあるにもかかわらず、事務局の負担を理由にそれが日本記録として公認されず、結果として自らの記録が「日本記録」とされたとしても、その者にとってそれは決して本意ではないと考えられる。

この他、被申立人は、申立人は2010年に「少年」カテゴリーの年齢基準が変更された際、あるいはそれ以降に、自らの2007年の記録を「少年」カテゴリーの新記録としても認定するように被申立人に申し出ることは可能であったにもかかわらず、申立外A選手の記録が新記録として認定された後になって初めて自らの記録を認定するよう主張し始めている点についても批判している。かかる主張についても付言するに、2010年の「少年」の定義が改訂された際、被申立人は加盟団体にも個人

会員にも新記録の申請手続を求める通達を発出していない。また、本件決定1においては、そもそも2017年3月31日以前に樹立された記録は対象外とされていたため（甲1）、加盟団体においても申立人の記録を申請する機会が与えられておらず、個人会員である申立人に至ってはそもそも申請する権限がない。とすれば、加盟団体にも個人会員である申立人にも何ら過失はなく、かかる批判は当たらない。

第7 結 論

以上に述べたことから、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以 上

2025年5月27日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 千葉 恵介

仲裁人 早川 吉尚

仲裁人 畑中 淳子

仲裁地：東京

(別紙 1)

	所属	氏名	点数	日付
1440 ラウンド (144 射)	学ア連	X	1393	2007 年
90m (36 射)	学ア連	X	340	2007 年
70m (36 射)	学ア連	X	351	2007 年
30m (36 射)	学ア連	X	359	2007 年

仲裁手続の経過

1. 2024 年 12 月 26 日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「委任状」「被申立人一般会員規程」「被申立人倫理規程」「証拠説明書」及び書証（甲 1～11）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 2025 年 1 月 6 日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第 15 条第 1 項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同月 16 日、被申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
4. 同月 20 日、申立人は、機構に対し、「仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、申立人が提出した「仲裁人選定通知書」を基に、申立人選定仲裁人として早川吉尚を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、被申立人が提出した「仲裁人選定通知書」を基に、被申立人側仲裁人として選定した候補者に対し「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、被申立人が選定した候補者より、仲裁人就任を不可とする回答がなされた。
5. 同月 21 日、機構は、被申立人に対し、規則第 22 条第 5 項に基づき、仲裁人の再選定を依頼した。
同日、早川吉尚は、仲裁人就任を承諾した。
6. 同月 27 日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「議事録」及び「仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、被申立人が提出した「仲裁人選定通知書」に基づき、機構は、被申立人側仲裁人として畑中淳子を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
同日、畑中淳子は、仲裁人就任を承諾した。
7. 同月 28 日、機構は、早川仲裁人及び畑中仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願ひ」を送付した。
同日、早川仲裁人及び畑中仲裁人は、機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
同日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、千葉恵介を第三仲裁人として選定し、「第三仲裁人就任のお願い」を送付した。
8. 同月 29 日、千葉恵介は、第三仲裁人就任を承諾し、千葉恵介を仲裁人長とし、早川吉尚及び畑中淳子を仲裁人とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
9. 同月 30 日、機構は、仲裁専門事務員として及川知宙を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
10. 同年 2 月 3 日、及川知宙は、仲裁専門事務員就任を承諾した。
11. 同月 4 日、本件スポーツ仲裁パネルは、答弁書の内容を追完する書面の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
12. 同月 7 日、被申立人は、機構に対し、「委任状」を提出した。
13. 同月 19 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面 1」「証拠説明書」及び書証（乙 1～9 の 2）を提出した。

14. 同月 21 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対して、申立ての趣旨に対する被申立人の立場を明らかにし、かつ、「甲 1 及び乙 8 の日本記録の管理に関する文書においては期間の制限が設けられた一方で、甲 9 の日本記録の管理に関する文書において期間の制限が設けられなかった背景」を説明する書面の提出、申立人に対して、被申立人から提出される予定の書面に対して反論する書面の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定 (2)」を行った。
15. 同月 28 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面 2」「証拠説明書 (2)」及び書証 (乙 10 の 1、2) を提出した。
16. 同年 3 月 12 日、申立人は、機構に対し、「第 1 主張書面」「証拠説明書」及び書証 (甲 12、13) を提出した。
17. 同月 17 日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対して、「第 1 主張書面」に対する反論書面の提出、申立人及び被申立人に対して、審問に出席を予定する者を特定した上で、予定する証人を含めた出席予定者全員が出席可能な日時の回答について、「スポーツ仲裁パネル決定 (3)」を行った。
18. 同月 25 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面 3」を提出した。
同日、申立人は、機構に対し、「証拠申出書」を提出した。
19. 同月 26 日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日の候補日時の中から出席可能な時間枠の回答について、「スポーツ仲裁パネル決定 (4)」を行った。
20. 同月 28 日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日の開催、申立人及び被申立人に対して、各審問期日の出席者の氏名とその関係の連絡、被申立人に対して、尋問申請書及び陳述書の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定 (5)」を行った。
21. 同年 4 月 3 日、申立人は、機構に対し、「第 2 主張書面」「証拠説明書」及び書証 (甲 14～17) を提出した。
22. 同月 4 日、被申立人は、機構に対し、「尋問申請書」「証拠説明書 (3)」及び書証 (乙 11) を提出した。
23. 同月 9 日、本件スポーツ仲裁パネルは、証人の採用、審問の時間及び順番について、「スポーツ仲裁パネル決定 (6)」を行った。
24. 同月 10 日、申立人は、機構に対し、「証拠説明書」及び書証 (甲 18 の 1～7) を提出した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、「証拠説明書」及び書証 (甲 18 の 1～7) に対する意見書の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定 (7)」を行った。
25. 同月 11 日、被申立人は、機構に対し、「意見書」を提出した。
同日、申立人は、機構に対し、「意見書に対する反論書」を提出した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、「証拠説明書」及び書証 (甲 18 の 1～7) の採用、被申立人に対して、書証 (甲 18 の 1～7) に対する証拠の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定 (8)」を行った。
26. 同月 12 日、本件スポーツ仲裁パネルは、証人 C の証人尋問を行う審問期日を開催した。
27. 同月 14 日、本件スポーツ仲裁パネルは、証人 D の証人尋問及び申立人の本人尋問を行う審問期日を開催した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、公益法人全日本アーチェリー連盟のホームページに関する書証、最終主張書面の提出について、「スポーツ仲裁パネル決定

(9)」を行った。

同日、申立人は、機構に対し、「証拠説明書」及び書証（甲 19）を提出した。

28. 同月 24 日、申立人は、機構に対し、「第 3 主張書面」を提出した。
29. 同月 25 日、被申立人は、機構に対し、「主張書面 4」を提出した。
30. 同年 5 月 1 日、本件スポーツ仲裁パネルは、同月 7 日をもって、本件審理を終結することについて、「スポーツ仲裁パネル決定（10）」を行った。

以 上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 沖野 眞己
(公印省略)